

務	00	01	1年
(令和7年3月末まで保存)			
(令和7年3月末まで有効)			

警 務 第 5 8 号
令 和 5 年 5 月 8 日

各 所 属 長 殿

警 務 部 長

新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る出勤することが著しく困難であると認められる場合の取扱いについて

新型コロナウイルス感染症に係る特別休暇については、「新型コロナウイルス感染症拡大防止において出勤することが著しく困難であると認められる場合の休暇の取扱いについて」（令和4年4月1日付け警務第10号。以下「旧通達」という。）に基づき、人事委員会規則13-8（職員の勤務時間、休日及び休暇）第12条第1項第21号に規定する出勤することが著しく困難である場合の休暇として取り扱ってきたところであるが、新型コロナウイルス感染症の感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）上における位置付けが変更されたことに伴い、本年5月7日をもって旧通達を廃止することとしたので、事務処理上誤りのないようになされたい。

担当：警務課企画係